

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課において縦覧に供します。

平成二十八年五月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奈良市東部エゴマの郷

三 代表者の氏名

東 功

四 主たる事務所の所在地

奈良市平清水町四三四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良市東部地域及びその周辺住民に対して、エゴマ及び亜麻等の食物油採取植物の栽培を広め、耕作放棄地の利活用による農業の再生及び地域活性化と新たな特産品の創出に関する事業を行い、イベント等を通じて都市住民と農村住民の交流拡大、植物油を切り口とした六次産業化による雇用の拡大、エゴマ及び亜麻等の植物油の効能による地域住民の健康増進及び長寿の郷づくりにより寄与する事を目的とする。